

紹介

森 茂暁著

『南北朝期公武関係史の研究』

本書は、従来研究の進展からとり残されがちであった王朝政権ないし公武関係を、鎌倉末から南北朝期の展開を中心に詳説したものである。特に、著者が「はしがき」でも述べているように、江戸期以来の南朝重視、北朝軽視の風潮や明治末年以来の南朝正閏論の展開を批判し、北朝を研究の中心に据えた公武関係史を意図したところに、本書の大きな特色がある。

第一章では、南北朝成立前史として、鎌倉末の王朝政権の状況が述べられる。第一節では、宮内庁書陵部所蔵『御事書目安案』の紹介を通して、「文保の和談」によって政権を移譲させられ、沈淪を余儀なくされた持明院統が、積極的に幕府へ接近したことを論証する。第二節では、大覚寺統の後醍醐前期親政の性格を、記録所の活動を検討することによって明らかにしている。後醍醐は自らの近臣を記録所に結集し、強

固な官僚組織を作り上げ、これを人的基盤にした洛中支配を政治の眼目とした。洛中支配の強化は、そこに密集する諸権門の制圧を意味し、更には鎌倉幕府の討伐まで行き着く性格を持つ。こうして王朝政権の二つの対照的な方向のうち、前者はのちの南北朝期における北朝の基本的性格へと発展し、後者は建武新制を誕生させる。

第二章は建武政権の分析である。第一節では『建武記』の史料的特質を明らかにすることによって、政策の立案、施行を通じた政治過程を具体的に分析する。元弘三年（一一三三）に成立した建武政権は、所務濫妨の停止、本領・当知行地安堵を基本方針としつつ、記録所にその処理を命じたが、誤審が続出し政策の混乱を招く。体制を維持するため、後醍醐は元弘三年九月に所務濫妨の管轄機関としての雑訴決断所を新設するが、翌建武元年になると混乱を取捨するため、決断所は急速に整備され、記録所の所轄範囲は逆に大幅削減される。こうして、政権は相対的安定期をむかえたと述べられる。第二節では、まず雑訴決断所の成立時期、構成、機能が考察される。その中で、決断所の設置が元弘三年九月十日であ

ったことが確定され、後醍醐が決断所の権限を強化させつつも、その独走を許さず、伝奏を通じた間接的掌握を怠らなかつた実体が明らかにされる。さらに記録所、恩賞方、霊所、武者所、検非違使庁の個別分析が詳細に行われている。

第三章では、北朝の政務運営が述べられている。第一節から第四節までは、光厳院政から後円融院政に至る叙述がなされている。その中で、光厳院政を雑訴法の整備に象徴されるように、王朝訴訟制度のピークとして高く評価し、その運営は、文殿のすぐれた勘奏機能を基盤にし、訴訟一件の担当奉行として活動する伝奏グループによって担われていたとく。これに対し、足利尊氏によって擁立された後光厳天皇の親政では、政務機構は統合、縮小され、以後訴訟処理について、公家の武家への依存態勢が鮮明となり、後円融親政では雑訴沙汰や記録所の制度は廃絶の瀬戸際に至ると分析している。第五節では、検非違使庁の衰滅過程を時期を逐って論証し、幕府の京都市政権獲得が、都市民支配↓土地支配↓商業支配の順序で進行したとする佐藤進一氏の説を裏面から実証している。

第四章は、北朝と室町幕府の関係を、三章までの分析を前提として描いた部分であり、本書のクライマックスである。第一節では、まず光厳院政期、幕府側でいえば開幕し観応の擾乱の時期、幕府支配機構の不安定から、幕府が王朝政権の維持、存続を積極的に容認し、公家訴訟制度の整備がはかられたと述べる。後光厳親政期に至ると、西園寺実俊が鎌倉期の関東申次の後身たる「武家執奏」に就任したことと勅裁伝達文書の宛所が將軍になったことで、公武の交渉窓口が確定し、幕府の王朝政権に対する口入も著しくなる。この傾向は、後円融親政前期、つまり細川頼之管領時代までは継続するが、斯波義將が管領に就任した康暦元年（一三七九）を境として再び大きく変化し、永徳年間（一三八一〜八四）を最後に「武家執奏」西園寺実俊の活動が消滅することに見られるように、王朝権力の主要部分には幕府に接収されたと論じている。第二節では、後円融院政期には実質上王朝接収を終えた義満政権が、「武家」伝奏万里小路嗣房を介して公家支配を行う状況を述べ、鎌倉幕府以来の東國政権の性格の払拭を達成した室町幕府の姿を描いている。

以上、概略を紹介したが、本書の最大の成果は、関係史料の博搜と綿密な考証により、王朝側を中心とした鎌倉末南北朝政治制度の基礎的な事実をかなりの水準まで明らかにしたことである。本書の研究史の整理や史料の解釈、考証の過程を熟読し、一つずつ吟味していくことによって、新たな問題が発見され、中世国家史研究を前進させることができる。そんな秘かな自信をわれわれに与えてくれる一書である。

（A5版 五三七頁 一九八四年六月
文叢出版 一〇〇〇〇円）

（美川圭 京都大学大学院生）

江口圭一編著

『資料 日中戦争期阿片政策』

日中戦争に関する著作は数多く出版されているが、その侵略の実態に関する基礎的な実証作業は、いまだに不十分な点が多く残されている。中国大陸を中心とした日本の阿片政策もその一つである。阿片は国際条約および中国の国内法に規定された禁制品であり、極東国際軍事裁判でも、この問題が取り上げられた。しかし、日本の敗戦

の結果、阿片問題に関する資料は散佚したり意図的に隠滅され、この解明は日本側の一次資料の欠如により、きわめて不十分な状況であった。

江口氏は、一九四一年六月から四二年一月まで蒙古連合自治政府經濟部次長（滿州国の場合と同様に事実上の長官）の職にあった沼野英不二が職務上所持していた文書を、東京の古書店の目録から偶然に知り、その中に蒙古連合自治政府（いわゆる蒙疆政権）の阿片政策に関する相当数の一次資料を発見し入手した。それに関連資料を加えて編集したものがこの資料集である。蒙疆政権は、日本の全中国占領地における阿片の主要供給者であり、この資料集は、一五年戦争下における日本の中国での阿片政策を示す一次資料を、まとまった形で初めて発見し出版するという意味でもきわめて意義深い。

資料集の構成は、第一部が江口氏の詳細な解説「日中戦争と阿片」（一七〜一七二頁）、第二部が資料「阿片関係文書」（一七四〜六六二頁）となっている。解説は、解説というより蒙疆政権と阿片政策に関する長大な論文といったほうがよく、蒙疆政権や阿片